



2025年2月27日

各 位

会 社 名 株式会社ゆうちょ銀行  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 笠間 貴之  
(コード：7182、東証プライム市場)  
問合せ先 コーポレートスタッフ部門 IR部  
(TEL：03-3477-0111)

## 株式売出しに関するお知らせ

2025年2月27日開催の当行取締役会において、下記のとおり当行普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）の実施を承認する旨決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、当行は、本日開催の取締役会において、資本効率を向上させ、株主還元を強化すると共に、本売出し実施に伴う株式需給への影響を緩和する観点から、自己株式の取得を実施することを決議しました。詳細については、本日公表の「自己株式取得及び自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。なお、日本郵政株式会社による当該自己株式取得への応募状況によっては、本売出しの売出株式数が減少することがあります。

日本郵政株式会社は、本売出し及び自己株式取得終了後、保有する当行普通株式の一部を株式処分信託に抛出し、当行に対する議決権比率を50%を下回る水準とする予定とのことです。日本郵政株式会社が保有する当行株式の議決権比率が50%以下となる場合、当行としては、同業他社にはない郵政民営化法上の制約が緩和され、新規業務展開の機動性・自由度向上が期待されるため、中長期的な成長の加速につながってまいります。詳細については、下記【ご参考】1.をご参照ください。

### 記

#### 1. 当行普通株式の売出し（引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し）

（1）売 出 株 式 の 下 記①及び②の合計による当行普通株式 361,795,800 株

種 類 及 び 数 ①下記(4)①に記載の引受人の買取引受けによる国内売出しの対象  
株式として当行普通株式 278,582,800 株

②下記(4)②に記載の海外売出しの対象株式として当行普通株式  
83,213,000 株

なお、上記①及び②の合計である引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は361,795,800株であり、上記①及び②に記載の各株式数を目処に売出しが行われるが、その最終

#### 注意事項：

この文書は、当行普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、下記(3)に記載の売出価格等決定日に決定される。

さらに、当行は、2025年2月27日(木)開催の当行取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、取得株式の総数20,000,000株、取得価額の総額200億円をそれぞれ上限とし、2025年3月3日(月)から2025年3月7日(金)までの期間を取得期間として、自己株式(当行普通株式)の取得に関する事項を決議している。今後、当行が当該決議に基づき自己株式の取得を決定した場合、下記(2)に記載の売出人が当該自己株式の取得に応じて、その保有する当行普通株式の一部を売却する可能性がある。かかる場合、上記①及び②の引受人の買取引受けによる国内売出しの売出株式数及び海外売出しの売出株式数が減少することがある。

(2) 売 出 人 日本郵政株式会社

(3) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年3月10日(月)から2025年3月12日(水)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(0.5円単位として0.5円未満の額を切捨てる)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)

(4) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

①引受人の買取引受けによる国内売出し

売出価格での一般向け国内売出し(以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。)とし、大和証券株式会社、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社を主幹事会社とする引受人に、引受人の買取引受けによる国内売出しに係る全株式を引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額。以下同じ。)で総額連帯買取引受けさせる。

②海外売出し

売出価格での海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における売出し(以下「海外売出し」という。)とし、Goldman

注意事項:

この文書は、当行普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

Sachs International、J.P. Morgan Securities plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Nomura International plc 及び Merrill Lynch International を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人に、海外売出しに係る全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。

引受人の買取引受けによる国内売出し、下記「2. 当行普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出し及び海外売出し（これらを併せて、以下「グローバル・オフアリング」と総称する。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、大和証券株式会社、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及び JP モルガン証券株式会社とする。

- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の  
( 国 内 ) 日まで。
- (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 受 渡 期 日 2025 年 3 月 17 日(月)から 2025 年 3 月 19 日(水)までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (9) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格と引受価額との差額の総額が引受人の手取金となる。
- (10) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しに必要な一切の事項の承認については、当行代表執行役社長に一任する。
- (11) 引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されることがある。また、海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受けによる国内売出しも中止されることがある。

注意事項：

この文書は、当行普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2. 当行普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記【ご参考】2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当行普通株式 54,269,300 株（上限）  
種 類 及 び 数 上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受けによる国内売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。なお、最終の売出株式数は、引受人の買取引受けによる国内売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。また、当該需要状況等による減少とは別に、上記1. (1)に記載の自己株式の取得に伴い、引受人の買取引受けによる国内売出しの売出株式数が減少した場合、併せてオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数も減少することがある。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる国内売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる国内売出しの需要状況等を勘案した上で、54,269,300 株を上限として大和証券株式会社が当行株主より借受ける当行普通株式の日本国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる国内売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる国内売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、当行代表執行役社長に一任する。

## 【ご参考】

### 1. 株式売出しの背景

郵政民営化法は、日本郵政株式会社が保有する当行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「金融2社」と総称する。）の株式について、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとしております。

また、日本郵政株式会社は、2014年12月に「日本郵政グループ3社の株式上場について」を公表し、金融2社の経営自由度の拡大、グループの一体性や総合力の発揮等も視野に入れ、まずは

#### 注意事項：

この文書は、当行普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

保有割合がそれぞれ 50%程度となるまで、段階的に売却していく方針としてきました。

この趣旨に沿って、日本郵政株式会社は、2024 年 5 月に公表した日本郵政グループ中期経営計画「JP ビジョン 2025+（プラス）」において、2025 年度までに金融 2 社株式の保有割合をそれぞれ 50%以下とすることを目指すこととしております。

なお、日本郵政株式会社は、当行に対する議決権比率が 50%を下回る場合には、あらかじめ銀行法第 52 条の 9 第 1 項に基づく銀行主要株主の認可が必要となることを考慮し、本売出しの株式数は、ToSTNeT-3 による買付けによる自己株式取得の結果に応じて、当行に対する議決権比率が 50%を下回らない株式数とする予定とのことです。

日本郵政株式会社は、上記認可の取得後、本売出し及び自己株式取得の終了後における当行に対する議決権比率に応じて、その議決権比率を 50%を下回る水準とする目的で日本郵政株式会社が保有する当行普通株式に係る株式処分信託（以下「本信託」という。）を設定し、本信託に対する当行普通株式の抛出を行う予定とのことです。日本郵政株式会社は、処分株式の議決権の行使は本信託の設定に際して締結される信託契約に従って受託者が行うものとし、日本郵政株式会社は当該処分株式については議決権を有しないこととなるとのことです。日本郵政株式会社による本信託に対する当行普通株式の抛出によって、日本郵政株式会社の当行に対する議決権比率は 49.90%程度となる予定とのことですが、当行に適用される会計基準のいわゆる実質支配力基準により、日本郵政株式会社は引き続き当行の親会社であることに変更はない予定です。

日本郵政株式会社は、当行に対する議決権比率が 50%を下回った場合、当行株式の 2 分の 1 以上を処分した旨を総務大臣に届け出る予定であり、同社が総務大臣に届け出た日以後は、郵政民営化法第 110 条の 2 に基づき、当行は、郵政民営化法第 110 条に係る認可は要しないこととなります。その代わりに、当行が新規業務など郵政民営化法第 110 条に係る認可の対象であった一定の業務を行おうとする場合、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣への届出を行うことを要することとなる予定です。当行としては、他行には課せられていない郵政民営化法上の制約が緩和されることにより、新規業務展開の機動性・自由度向上が期待されるため、中長期的な成長の加速につなげてまいります。

## 2. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「2. 当行普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 当行普通株式の売出し（引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、54,269,300 株を上限として大和証券株式会社が当行株主より借受ける当行普通株式（以下「貸借株式」という。）の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。また、当該需要

### 注意事項：

この文書は、当行普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

状況等による減少とは別に、上記「1. 当行普通株式の売出し（引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し）」に記載の自己株式の取得に伴い、引受人の買取引受けによる国内売出しの売出株式数が減少した場合、併せてオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数も減少することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当行普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2025年3月27日（木）までの間を行使期間として、上記当行株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下「申込期間」という。）中、当行普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2025年3月27日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当行普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当行株主からの当行普通株式の借受け、上記当行株主から大和証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

なお、安定操作取引及びシンジケートカバー取引に関し、大和証券株式会社は、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社と協議の上、これらを行います。

注意事項：

この文書は、当行普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

### 3. ロックアップについて

グローバル・オフアリングに関連して、売出人である日本郵政株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、売出価格等決定日からグローバル・オフアリングに係る受渡期日（当日を含む。）後 180 日目の日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当行普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのための当行普通株式の貸付け、グリーンシューオプションが行使されたことに基づく当行普通株式の売却、当行による自己株式の取得に応じた当行普通株式の売却又は譲渡並びに本信託の設定及び売出人による本信託に対する当行普通株式の抛出等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当行は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当行普通株式等の発行等（ただし、株式分割等を除く。）を行わない旨を合意しております。

上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

なお、売出人により本信託に対して当行普通株式の抛出が行われた場合であっても、本信託の信託契約上、ロックアップ期間中に信託による当行普通株式の市場売却は行われない旨が合意される予定とのことです。

以上

#### 注意事項：

この文書は、当行普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。